

令和6年度 住民税非課税世帯の皆さまへ



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

川崎市における物価高騰対策給付金の御案内

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**(1回限り)

支給対象となる世帯

令和6年度住民税非課税世帯

令和6年12月13日時点で川崎市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税の世帯
※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯(例:親元から離れて暮らしている学生、単身赴任中の方と離れて暮らしている御家族等)は支給の対象となりません。

令和6年1月2日以降に海外から転入された方のみで構成されている世帯(「令和6年度住民税非課税証明書」を提出できない世帯)は**支給対象外**です。



申請期限 (申請方法は裏面を御確認ください。)

令和7年5月30日(金)

給付金の申請には期限があります!!

※電子申請の場合は、午後11時59分まで
※郵送申請の場合は、午前9時まで(川崎港郵便局留必着)

詳しい手続については、次の川崎市ホームページ、川崎市物価高騰対策給付金コールセンター等で御確認ください。



スマート
フォンの
方は
コチラから



こども加算
のHPは
コチラから



川崎市物価高騰対策給付金コールセンター

☎ **0120-000-685**

受付時間

平日
午前8時30分から
午後5時15分まで

手続方法の詳細については裏面を御確認ください。▶▶▶

給付金の申請には期限があります！！ 令和7年5月30日(金)

①「支給のお知らせ」(圧着はがき)が届く世帯

川崎市で物価高騰対策給付金の受給履歴があり、支給対象となりうる世帯

手続方法 令和7年2月下旬以降、「支給のお知らせ」が届きます。**支給要件を御確認ください。**
「支給のお知らせ」に印字された口座に自動的に入金されます。**申請等の手続は不要です。**
※支給対象外等により本給付金の受給を辞退する場合は、手続が必要です。

②「確認書」(封書)が届く世帯

支給対象となりうる世帯だが、①「支給のお知らせ」の送付対象でない世帯

手続方法 令和7年2月下旬以降、「確認書」が届きます。**支給要件を御確認の上**、同封の返信用封筒で郵送申請してください。電子申請する場合は、確認書の「提出方法」欄に印字された2次元コードもしくはURLのWEBサイトから申請してください。

③「申請書」の提出が必要な世帯

支給対象世帯と思われるが、①「支給のお知らせ」②「確認書」が届かない世帯(DV等により住民票を移さず川崎市に避難している世帯、令和6年1月1日以降に複数回転居された方や、離婚等により世帯構成が変更になった世帯、令和6年度住民税の税額が変更になった世帯等、川崎市で支給対象と確認できない世帯)

手続方法 令和7年3月初旬に申請書を市ホームページに掲載します。申請書及び必要書類を**電子申請**又は**郵送**で提出してください。郵送により申請書を提出する場合は、市ホームページから申請様式をダウンロードして御使用ください。
※電子申請もダウンロードも困難な場合は川崎市物価高騰対策給付金コールセンター(0120-000-685)にお問い合わせください。

こども加算分(2万円)について

本給付金の支給対象世帯で、18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の児童がいる世帯へ、児童1人につき2万円を追加支給します(原則申請不要)。対象となる世帯には「支給のお知らせ」が届きますが、**本給付金と同様に申請が必要な世帯もありますので、詳しくは市ホームページを御確認ください。**こども加算分の申請期限は、令和7年7月31日(木)です。



物価高騰対策給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」等に御注意ください！

自宅や職場等に都道府県・市区町村や国(の職員)等をかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの区役所(支所)、最寄りの警察署又は警察相談専用電話(#9110)に御連絡ください。

